



東淀川区では、「総合的な支援調整の場(つながる場)」を開催しています

● 「つながる場」とは

・地域における福祉課題は、一層複雑化・多様化・深刻化しており、各施策分野における相談支援機関だけでは解決できないような支援の困難な事例が増えています。「つながる場」とは、関係者が一堂に会し、「支援が難しい」、「課題が複数ある」等の事例に対する支援方針を共有し、適切な支援につなげる場です。

・「つながる場」では各専門分野のスーパーバイザーも同席され、支援の実情に応じた助言をいただきます。

● 「つながる場」で相談するには(支援者の方が支援に困ったとき)

・「つながる場」事務局

高齢者・障がい者関係の支援者の方 保健福祉課(高齢者・障がい者) TEL:06(4809)9857

それ以外の支援者の方 地域福祉相談(生活困窮者自立支援)担当 TEL:06(4809)9929

※ご相談内容に基づき、相談者・区役所担当部署・「つながる場」事務局とで出席者を調整します。

これまで、民生委員・児童委員さんから相談や報告を受けた相談支援機関や区役所関係部署からの発信で「つながる場」の開催に至った事例もあります。

「つながる場」を、「区役所各部署」「相談支援機関」「地域の支援者の方々」に知っていただくことで、支援者が複合的な課題を抱える方々への支援方法に悩んだ時に、相談できる「場」としたいと考えています。